

児童福祉審議会社会環境部会 推薦優良図書の選出について

1 概要

(1) 根拠

児童福祉審議会規則第8条で「芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦」が児童福祉審議会社会環境部会の分掌事項とされている。

「神奈川県児童福祉審議会優良文化財推薦に関する事務取扱要領」（資料2-2）及び「優良図書推薦手続き等にかかる留意事項について」（資料2-3）に基づき推薦を行う。

(2) 主な応募（推薦）の要件、基準等

① 主な要件、基準

こども家庭庁こども家庭審議会（※令和5年3月まで厚労省社会保障審議会）が児童福祉法に基づき推薦した文化財以外の文化財であり、かつ、児童の健全育成に資するものと期待できる文化財であること。等

「事務取扱要領」（資料2-2）参照

② 優良図書推薦手続きに係る主な留意事項

高額でないもの（概ね5千円未満）。前年の1月以降発行のもの。等

「優良図書推薦手続等にかかる留意事項について」（資料2-3）参照

(3) 選出までの流れ／時期（予定）

① 10月末日ㄹ 応募締め切り（県HPによる通年募集（直接応募）のほか、読書推進会（事務局神奈川新聞社）を通して応募がある。）

② 11月～12月頃 県立図書館による予備調査（事務取扱要領9（2））

③ 1月頃 児童福祉審議会 社会環境部会による審査、選出

④ 2月頃 応募者（推薦者）への決定通知

⑤ 3月頃 県内小中高等学校、図書館、書店等への広報（ポスターの配布）

(4) 参考（過去3年の応募数／選出数／選出除外数）

令和4年度 40冊／38冊／2冊

厚労省社会保障審議会推薦図書2冊あり。

（特に推薦が必要と認められる理由がなかったため落選）

令和3年度 42冊／42冊／0冊

厚労省社会保障審議会推薦図書1冊あり。

（SDGsに関する内容で、周知が必要と認められたため選出）

令和2年度 48冊／47冊／1冊※

※厚労省社会保障審議会推薦図書。

（特に推薦が必要と認められる理由がなかったため落選）

2 図書に係る審査手続き（次回部会：令和6年1月頃集合会議で実施予定）

（1）試読について

例年、40～50冊の審査対象図書があり、全ての図書について部会委員全員の試読を経るのは困難であるため、事務取扱要領9（2）により県立図書館に予備調査を依頼し、県立図書館で作成した「予備調査報告書」を基に審査する。

これに加え、次回部会（令和6年1月頃集合会議を想定）開催時に部会委員が直接当該図書類を確認するための試読時間を会議中1時間程度設けることとする。

（2）審議の公開について

児童福祉審議会では会議の内容は原則公開であるが、「神奈川県児童福祉審議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領」第2条第1項第2号「審議会を公開することにより、審議会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合」には非公開とすることができ、優良図書推薦に係る審査の部分についてはこれに該当するものとし、非公開とする。